

第6部 注射

【注射の手技料について】

- ※1 検査にあたって使用した薬剤の費用は別に算定できるが、処方料、調剤料、処方せん料、調剤技術基本料ならびに注射料は別に算定できない。(薬剤料を検査の項目で算定する)
- ※2 処置にあたって、処方料、調剤料、処方せん料、調剤技術基本料ならびに注射料は別に算定できない。(薬剤料を処置の項目で算定する)
- ※3 手術当日に手術（自己血貯血は除く）に関連して行う処置の費用及び注射の手技料は、算定できない。(薬剤料を手術の項目で算定する)
- ※4 自己血貯血当日のエリスロポエチン製剤の注射手技料および鉄剤の点滴手技料は算定できません。

【中心静脈注射】

- ※1 単なるルート確保であれば、G004点滴注射になります。
- ※2 点滴内容にカロリーが入っていなければ、G004点滴注射となることもあります。
- ※ 中心静脈注射用カテーテル挿入後、抜去の手技料はありません。

【療養病棟入院基本料算定時の抗がん剤投与について】

前立腺癌に対して投与された酢酸リュープロレリン注、ゾラデックス注、ゴナックス注、フルタマイドやビカルタミドの投与は算定可。

【介護老人保険施設入所者の外来受診時の抗がん剤投与に関して】

介護老人保健施設入所中の患者の外来診療時、リュープリン、ゾラデックス、ゴナックス、ゾメタ、ランマークなどを抗悪性腫瘍剤の注射の算定が認められる。抗悪性腫瘍剤の内服薬は以前より算定可能

第7部 リハビリテーション (略)

第8部 精神科専門療法 (略)